|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当 | 主査・課長補佐 | 主幹・課長 |
|  |  |  |

請　　書

令和　　年　　月　　日

福岡県南広域水道企業団企業長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　代　 表 　者　　　　　　　　　　　　　　印

下記により福岡県南広域水道企業団（以下「企業団」という。）の契約に関する規程及び関係書類を承諾のうえ、お請けします。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1　品　　　名 | | 規　格 | 数　量 | 単　価 | 金　額 |
| (1) |  |  |  |  |  |
| (2) |  |  |  |  |  |
| (3) |  |  |  |  |  |
| (4) |  |  |  |  |  |
| (5) |  |  |  |  |  |
| (6) |  |  |  |  |  |
| 2　契　約　金　額 | | ￥  （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥　　　　　 　　　） | | | |
| 3　履　行　期　限 | | 令和　　　年　　　月　　　日 | | | |
| 4　履　行　場　所 | |  | | | |
| 5　私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納入します。  　　なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。  6　私の責任において、履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅延損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の73.0パーセントの金額を納入します。  7　私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、企業団にその損害の賠償を求めません。 | | | | | |
| (1)　公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。  　(2)　公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。  　(3)　私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。  8　私は、前項の規定により企業団が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として企業団の指定する期間内に企業団に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、企業団が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。  9　私は、企業団に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、企業団が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。  10　私が次の各号のいずれかに該当する旨、福岡県警察から企業団に対し通知があったときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、企業団にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として企業団に契約金額の100分の10の金額を納入します。  　(1)　計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。  　(2)　役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。  　(3)　構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。  　(4)　第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき(事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。)。  　(5)　自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。  　(6)　暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。  　(7)　役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。  　(8)　役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき(暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等)。  11　前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。 | | | | | |